

令和4・5年度 日田市教育行政実施方針(抜粋) (学校人権教育の充実)

3.学校人権教育の充実

(1)学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

<現状>

- ◆平成12年の「人権教育・啓発推進法」に加えて、平成28年度施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」等、個別の人権課題に対する教育・啓発や相談活動等の推進が学校教育にも求められています。
- ◆平成24年度施行(令和4年度改訂)の「日田市人権教育基本方針」や国の人権教育指針である「人権教育の指導方法の在り方について[第三次とりまとめ](以下[第三次とりまとめ])」の理念・内容を「人権教育指導のてびき」(以下「指導のてびき」)に掲載・配布し、各研修等で活用し、全教職員に周知してきました。

<課題>

- ◆全ての小・中学校において、人権教育を推進するための校内推進体制を確立し、人権教育の目標・全体計画・年間指導計画を策定し、計画的に取り組むことが必要です。
- ◆人権学習の指導と各教科や領域等の指導を関連付け、相乗的な効果を上げるための人権教育の実践が課題です。

<基本的な方向性>

学校教育活動全体を通じた人権教育・啓発実践を実施・検証・改善し、児童生徒の「人権知識」や自己肯定感等の「人権感覚」に基づく差別をなくす具体的な実践行動力を育成する学校体制づくりを継続して進めるため、以下の点を中心に取り組みます。

※人権感覚:人権の価値や意義、それを尊重する態度やスキルをまとめたもの。

<取組>

- ①人権尊重の視点に立った学校教育活動の実施方針の策定と周知
 - ・教育委員会として、[第三次とりまとめ]の理念と「日田市人権教育基本方針」等に基づき、児童生徒や学校の実態、社会情勢等を考慮した年度ごとの「学校人権教育推進計画」を策定し、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」の推進を図ります。
 - ・引き続き「指導のてびき」を作成、活用し、人権教育の理念や基本方針、年度ごとの推進計画、人権関連法等を周知すると共に、人権学習指導上の留意点等を学校の全教職員が共有し、学校の実態に応じて取り組みます。
- ②学校としての組織的な取組の推進
 - ・校長のリーダーシップのもと人権教育主任を要として、校内推進体制を確立するとともに、人権教育の全体計画、年間指導計画、教職員研修計画の策定、実施、点検・評価の取組をPDCAサイクルにより、組織的、計画的、継続的に行います。
 - ・キャリア教育、情報教育、環境教育等と連携し、「各教科」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」等と密接に関連付けながら、学校教育活動全体を通じて人権教育を推進します。
- ③人権教育主任との連携
 - 人権教育主任を対象とする会議及び研修を定期的に行い、学校体制づくりへの指導・助言や各校の人権教育に関する内容を交流・共有できる体制をつくります。
- ④社会的背景等をもつ児童生徒・保護者を支援する相談体制と組織的取組の充実
 - ・児童生徒を取り巻く様々な人権侵害を未然に防止するとともに、早期発見・解消・改善していくための相談体制の充実など、組織的・学校体制づくりを行います。

- ・ 関係機関・団体等と連携し、児童生徒の生活背景や社会的立場等を主体的・組織的に捉えて教育実践に生かし、課題を解消していく取組を推進します。

指 標 名	現状値	令和5年度	
		年度	目標値
小6・中3で実施するアンケートにおける、※「自己肯定感」にかかわる項目の平均値（最高値4）	3.2 (小6 3.1) (中3 3.2)	R3	3.3

※「自己認識（自分自身の客観視）」「部分的自己受容感（自分の中に、好きなどころがある）」「無条件自己受容感（ありのままの自分が好き）」「自己有用感（自分が、何かの役に立っている）」「自己決定力」「自己認容感（自分が、誰かに認められている）」に関するアンケートの平均値。

(2) 人権に関する知的理解と人権感覚を育て、差別をなくす実践行動につながる人権教育の指導内容及び指導方法の充実

<現状>

- ◆[第三次とりまとめ]の理念を基盤に、児童生徒の人権に関する知識の習得と人権感覚を育成していく取組の指導内容・方法の工夫についての研究がすすめられました。
- ◆自己肯定感を育成するため、「人権尊重の3視点（自己存在感・共感的人間関係・自己決定）」を育む支援の工夫に関する指導・支援を行ってきました。
- ◆部落差別問題をはじめとする人権課題等について、「日田市人権学習共通教材」を活用した人権学習が全小中学校で進められてきました。

<課題>

- ◆部落差別問題をはじめとする人権課題等について、「共通教材」を活用した人権学習が進められるよう、授業の在り方や指導方法の工夫についての研究を進める必要があります。
- ◆ゲストティーチャーの積極的な活用がさらに進むように、系統的・継続的な取組や実践事例等の情報共有が必要です。
- ◆自己肯定感を育成するため「人権尊重の3視点」を全ての教育活動に位置付け、日常的な「人権感覚」の育成・維持、人権に関する思考力・判断力・コミュニケーション能力等の更なる習得や、学んだことの具体的な行動化を進める必要があります。

<基本的な方向性>

児童生徒が、人権を尊重する「人権文化」を創造していける行動力の育成をめざします。そのため、「人権感覚」の育成・維持を基盤として、「他者と協働できる力」、「挑戦する力」、そして「差別をなくす判断力と行動力」の育成へとつながる指導内容・方法の研究・実践を、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

- ①実践行動につながる人権教育の指導内容・方法の具体的取組
 - ・ 「日田市人権学習共通教材」を各校の実態に応じ工夫しながら完全実施し、部落差別問題をはじめとする人権課題について正しい知識の習得と人権感覚を育成する指導方法の工夫を引き続き進めます。また、児童生徒の実情や社会情勢の変化、学術研究の進歩等に応じて、内容の見直しを行います。
 - ・ 「人権尊重の3視点」の積極的な活用をはじめ、自己肯定感等の「人権感覚」の育成と維持をめざした指導内容・方法を研究・実践していきます。
 - ・ 地域人材等をゲストティーチャーとして学習活動の中で系統的に活用し、児童生徒が、多様な他者とのつながりを意識できる「出会いの学習」の実践を推進します。
 - ・ 人権感覚に関する思考力・判断力・コミュニケーション能力等を育てるため、「表現活動」を取り入れる等、指導内容・方法を工夫します。
 - ・ 差別をなくす行動ができる児童生徒の育成を図るため、「学習サイクル（『体験活動』→『話し合い』→『内省する』→『一般化する』→『適用する』という5つのステップから構成される）」に則った体験的参加型人権

学習の指導方法の工夫を図っていきます。

- ・ 児童生徒が、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために、進路実現への意欲態度と資質能力を学び育て合う進路・学力保障の実践を進めます。

指 標 名	現状値	令和5年度	
		年度	目標値
「学習サイクル」に則った体験的参加型学習を受けた児童生徒の割合	92.5%	R 3	100%

(3) 教職員研修の充実

<現状>

[第三次とりまとめ]の理念・内容、「部落差別問題」の歴史や法令、「メディアと人権」「性的指向、性自認に関する人権問題」等、社会情勢の変化に対応した教職員研修を校内研修や教育委員会主催の研修において計画的に実施してきました。

<課題>

- ◆ 様々な人権課題について、正しい知識からの理解を深め、自己の人権感覚を更新し、「差別をなくす」信念と情熱を持って人権学習に臨めるための研修を実施することが必要です。
- ◆ 教職員の大量退職期にあたり、人権教育の理念や実践方法の継承と、若い世代の教職員と共につくる人権教育の実践が喫緊の課題です。

<基本的な方向性>

全教職員が、「いじめや差別をなくす」信念と情熱を持って人権教育を推進するため、その理念等を継承し、「人権感覚」の育成と更新に取り組みます。そのため、部落差別問題をはじめとする個人権課題や人権教育実践例等について、参加者が主体的に学べるよう工夫した教職員研修を、以下の点を中心に計画的に取り組みます。

<取組>

- ① 教育委員会主催や校内研修等における教職員研修の実施
 - ・ 職種別人権研修、人権教育講演会、課題別人権講座や実践交流講座等を教育委員会が主催し、教職員の人権教育推進の意欲と資質向上を図ります。特に、社会情勢の変化による新たな個別の人権課題についての研修を取り入れ、教職員の人権に関わる知識や人権意識の更新を図っていきます。
 - ・ 人権教育の理念や実践方法等の継承のため、経験豊富な教職員と連携・協力したOJT(実際に仕事に従事しながら受ける職務研修)の活用等を工夫し、全教職員の人権教育実践力の向上を進めます。
 - ・ 各関係機関・団体等と連携して、差別解消を推進している人たちとの対話形式やフィールドワーク等の研修内容・方法を工夫・充実させていきます。
 - ・ 児童生徒の生活背景を把握し対応していくための知識・スキルを高めるための研修を推進します。
- ② 教育委員会指定校による人権教育研究の推進

人権教育研究指定校に人権教育に関する研究を2年間委託し、その研究過程や成果を、公開研究発表会等を通じて市内小・中学校へ発信します。
- ③ 教育委員会の校内教職員研修への支援
 - ・ 人権教育に関わる校内研修に対し、指導主事や講師の派遣、積極的な資料提供や実践相談を行うと共に、諸会議等において各学校の実践を還流します。
 - ・ 各人権意識調査等の分析結果を情報提供し、教育実践に反映させていきます。

指 標 名	現状値	令和5年度	
		年度	目標値
教育委員会主催の教職員研修におけるアンケートにおいて、肯定的な回答の平均割合	95.2%	R 3	95%

(4) 家庭、地域や関係機関・団体及び各校種間との連携

<現状>

- ◆ 育友会・PTAや公民館との連携を進め、保護者や地域住民に対しての人権啓発や学校での人権教育への理解を深める機会を設けてきました。
- ◆ 関係機関・団体等と連携した人権講演会や教職員研修も実施してきました。

<課題>

- ◆ 保護者や地域住民に対する人権啓発として、学校と公民館の連携による人権講演会を今後も進める必要があります。
- ◆ 関係機関・団体等と連携し、時代の変化に対応した人権講演会や教職員研修等を継続して実施する必要があります。
- ◆ 小中学校間及び他校種(就学前、高等学校等)との連携を一層進めていくことが必要です。

<基本的な方向性>

各校育友会・PTAや地域、関係機関・団体、他校種間と積極的に連携を図り、個別の人権課題や情報化・多様性社会といった時代の変化による課題に対し正しい理解を深めます。また、自己肯定感の育成や差別をなくす行動化に向けた人権教育・啓発や研修を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

- ① 育友会・PTAと連携した人権講演会等による保護者・地域住民に対する啓発
 - ・ 期末育友会等で開催する人権講演会に対し、講師派遣や開催に関する広報活動などの支援を行うとともに、多様な地域人材等を講師として活用していきます。
 - ・ 人権教育講演会等を全小中学校で実施し、人権問題等を児童生徒・保護者、地域住民と共有し、共に考えられる機会として工夫していきます。
 - ・ 全小中学校で期末育友会における授業(人権学習)を地域住民や保護者に公開するとともに、授業の目的や児童生徒の実態、人権問題等を話題とした懇談会を開催するなど、「児童生徒・教職員・保護者が共に学ぶ」交流の場を工夫しながら設けていきます。
- ② 地域・公民館・地区集会所、関係機関・団体との連携
 - ・ 学校を地域の人権啓発の拠点と位置づけ、学校での人権講演会等への地域からの参加に向けての広報活動等について、公民館等と連携を図ります。
 - ・ 地区集会所で開催される人権講座や人権イベント等の情報を各学校に提供し、参加を進めるとともに、地区集会所で教職員研修を実施するなど、連携を深めます。
 - ・ 各公民館長や主事など社会教育指導者に「指導のてびき」を配布し、人権教育の基本方針や実施状況を共有するなど、学校教育と社会教育の連携を図ります。
 - ・ 人権や福祉等の関係課をはじめ、民間教育団体・市民NPOなど諸団体等との連携を進め、学校での人権教育・啓発や教職員研修等の充実を図ります。
- ③ 各校種間連携の推進
 - ・ 小・中学校間での相互の人権学習授業公開、合同研修、交流学习を引き続き実施していきます。また、入学・進学等に伴う児童生徒の状況について、小・中学校間をはじめ、就学前教育・保育機関や高等学校等とも人権の視点を踏まえた情報交換を行います。
 - ・ 小・中・高等学校等での系統的な人権学習を進めるため、「共通教材」による小・中学校の連携の現状を情報提供するなど、高校教育等で行われる人権学習が効果的に行われるように連携を深めていきます。

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	令和5年度
人権講演会等に公民館が協力して実施した学校の割合	53.3%	R3	100%